

令和元年度 第1回東京都地域医療構想調整部会及び
第2回東京都地域医療対策協議会医師部会 合同部会
会 議 次 第

日時：令和元年8月29日（木曜日）

午後5時～

会場：第二本庁舎 31階 特別会議室21

1 開 会

2 報告事項及び議事

- (1) 令和元年度第1回地域医療構想調整会議開催結果
- (2) 今年度第2回目の地域医療構想調整会議の進め方について
- (3) 東京都外来医療計画及び東京都医師確保計画の検討体制について
- (4) 東京都外来医療計画（骨子）案について
- (5) 東京都医師確保計画（骨子）案について

3 閉会

配布資料は別紙

東京都地域医療構想調整部会委員名簿

任期:平成30年8月1日～令和2年7月31日

分野	氏名	現職	推進協		
学識経験者	島崎修次	救急医療対策協議会 会長			
	新田國夫	東京都在宅療養推進会議 会長			
	石川ハンス・バシシ 光一	国際医療福祉大学 教授			
	熊田博喜	武蔵野大学 教授			
医療関係団体	猪口正孝	東京都医師会 副会長	○		
	土谷明男	東京都医師会 理事			
	宮崎国久	東京都病院協会 常任理事			
	塚本一	東京精神科病院協会 副会長			
	渡邊仁	東京内科医会 常任理事			
	高品和哉	東京都歯科医師会 理事	○		
	高橋正夫	東京都薬剤師会 副会長	○		
	渡邊千香子	東京都看護協会 専務理事	○		
保健医療を受ける立場の者	加島保路	東京都保険者協議会 会長 東京都国保連合会 専務理事)	○		
	西川圭子	公募委員	○		
	山口育子	NPO法人ささえあい医療人権センター COML 理事長			
関係行政機関	福内恵子	特別区保健衛生主管部長会 (品川区健康部長)	○		
	佐野和実	東京都市福祉保健主管部長会 (武蔵村山市健康福祉部長)	○		
医療を提供する立場の者	公的	上田哲郎	東京都立墨東病院 院長		
		瓜田純久	東邦大学医療センター大森病院 院長		
	民間	高度急性期	杉村洋一	社会医療法人河北医療財団河北総合病院 院長	
		急性期	内藤誠二	内藤病院 院長	
		回復期	進藤晃	医療法人財団利定会 理事長 (大久野病院)	
		慢性期	越永守道	信愛病院 院長	
		在宅医療	迫村泰成	さこむら内科 院長	
		座長	区部	佐々木聡	調整会議 (区中央部)座長 浅草医師会 会長
	多摩	田村豊	調整会議 (南多摩)座長 多摩市医師会 会長		

敬称略)

東京都保健医療計画推進協議会設置要綱

平成元年7月10日
元衛総企第41号

(設置)

第1 東京都保健医療計画（平成元年2月25日東京都告示第182号）の総合的かつ円滑な推進を図るため、東京都保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて福祉保健局長に意見を具申する。

- (1) 医療を提供する体制のシステム化に関する事項
- (2) 保健、医療及び福祉の連携に関する事項
- (3) その他保健対策の充実等東京都保健医療計画の推進に関し必要な事項

(構成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、保健医療に従事する者、保健医療を受ける立場の者及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員33人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故ある時は、その職務を代理する。

(部会)

第6 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員のうちから座長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、座長が指名する者をもって充て、福祉保健局長が委嘱する。

(部会長)

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

第8 協議会及び部会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第9 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第10 協議会及び部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1 この要綱は、平成元年7月10日から施行する。

(任期の特例)

第2 この要綱の施行後、初めて任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず平成3年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

東京都地域医療対策協議会（医師部会） 委員名簿

分野	委員氏名	委員所属・職
特定機能病院	大川 淳	東京医科歯科大学医学部附属病院 院長
地域医療支援病院	松本 潤	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター 院長
診療に関する学識経験者団体	角田 徹	公益社団法人東京都医師会 副会長
	内藤 誠二	一般社団法人東京都病院協会 副会長
学識経験者	野原理子	東京家政大学家政学部栄養学科公衆衛生学研究室 准教授
	伏見 清秀	東京医科歯科大学大学院 医療政策情報学分野 教授
医療従事者養成機関	福島 統	東京慈恵会医科大学教育センター長（教授）
独立行政法人国立病院機構	宗田 大	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 院長
地域の医療関係団体	新井 悟	公益社団法人東京都医師会 理事
	埴 佳生	東京小児科医会 会長
	落合 和彦	一般社団法人東京産婦人科医会 名誉会長
三多摩島しょ公立病院運営協議会	川口 淳	公立昭和病院院長補佐 (教育研修部会長、医療安全部長) 内視鏡科部長
医療機関等	古川 祐子	日本赤十字看護大学看護学部 准教授
オブザーバー	古賀 信憲	東京都地域医療対策協議会 会長 (東京医師アカデミー顧問)

東京都地域医療対策協議会設置要綱

- 平成19年5月21日付19福保医人第393号
- 一部改正 平成25年11月29日付25福保医人第1617号
- 一部改正 平成27年2月24日付26福保医人第2361号
- 一部改正 平成27年11月30日付27福保医人第1901号
- 一部改正 平成29年11月30日付29福保医人第1909号

(目的)

第1 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方策を協議することを目的として、東京都地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 協議会は、医療法第30条の23第1項に掲げる者及び学識経験を有する者の中から、福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱し、又は任命の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は複数置くことができる。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第6 協議会には、専門的な観点から意見を聴取するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、局長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、その都度、定めるものとする。

(部会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため部会を設置することができる。

2 部会の委員は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

7 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(招集)

第8 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、第3及び第6に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

3 部会は、部会長が招集する。

(会議及び会議録等の取扱い)

第9 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、会長、副会長、部会長、副部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第10 協議会及び部会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1 この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

第2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。